要介護・要支援更新認定申請の認定調査について

1 趣旨

現在、要介護・要支援更新認定申請に係る認定調査(以下「更新認定調査」といいます。)の多くは、担当ケアマネジャーに実施していただいておりますが、認定調査の適正化を推進するため、令和6年度から、認定調査委託契約事業所に登録されている調査員の方に、自事業所の利用者以外の被保険者についても更新認定調査の実施をお願いするものです。

認定調査の公正・中立を確保するためには、担当ケアマネジャーによる認定調査 は好ましくないとされているためご理解・ご協力をお願いいたします。

2 除外事業所の選定

現在、認定調査適正化事業の一環として、更新認定調査の一部を認定調査センターへ委託しており、調査センターへ委託する事業所(除外区分①)は半年ごとに選定しています。

令和6年度からはそれに加え、担当ケアマネジャーが所属する事業所以外の事業 所等へ委託する事業所(除外区分②)を半年ごとに選定する予定です。

令和6年度上半期(令和6年4月1日~令和6年9月30日)の除外事業所(除外区分①又は②)に選定された事業所には、3月中に通知します。

3 除外事業所に選定された事業所への調査依頼について

除外事業所に選定された事業所は、除外期間中は当該事業所と契約している被保険者の認定調査はできませんが、<u>それ以外の被保険者(他事業所の利用者やサービス未利用者)の認定調査を依頼させていただきますので、原則として受託いただきますようお願いいたします。</u>

4 調査委託料について

令和6年4月1日以降に依頼する調査から以下のとおり変更します。

区分 (依頼日)	~令和6年3月29日	令和6年4月1日~
在宅	3, 150 円	6,050円
施設	2,620 円	3,410円

(消費税及び地方消費税を含む)

5 調査委託対象者について

現在、一部の居宅介護支援事業所に、サービス未利用者や調査委託契約が無い事業所の利用者の調査について受託いただいておりますが、<u>令和6年度からは、サービス未利用者や除外区分</u>②に該当する事業所利用者等の調査について、認定事務センターから調整連絡がありましたら受託いただきますようお願いいたします。

<現行>

事業所	自事業所利用者の 調査委託先	他事業所利用者・サービス未利用者の調査委託
除外事業所	認定調査センター	
除外なしの 事業所	自事業所	一部の居宅介護支援事業所が受託

<令和6年4月以降の調査依頼について>

事業所	自事業所利用者の 調査委託先	他事業所利用者・サービス未利用者の調査委託
除外区分① の事業所	認定調査センター	
除外区分② の事業所	自事業所以外の居宅介 護支援事業所等	認定事務センターから調整連絡があった場合は、 原則として受託
除外なしの 事業所	自事業所	

除外区分①:除外期間中の調査は、認定調査センターへ委託する。

除外区分②:除外期間中の調査は、他の事業所(契約認定調査員を含む)へ委託する。

※除外区分②の対象事業所は居宅介護支援事業所のみです。他事業所利用者等の調査を依頼する事業所は居宅介護支援事業所及び契約認定調査員のみを想定していますので、施設や GH 等の介護支援専門員の方は、現行と変更ありません。

【問い合わせ】名古屋市健康福祉局高齢福祉部介護保険課認定係

電話: (052) 750-7881

FAX: (052) 750-7884